

【28用語】

御料地（ごりょうち）…皇室の所有地

部分木（ぶぶんぎ）…国有林に国以外の者が植樹し、その収益を両者で分けるように定めた樹木

差縫（さしもつれ）…こじれること、混乱すること

上申（じょうしん）…上司に意見や事情を申し上げること

秣場（まぐさば）…田畑の肥料や牛馬などの飼料となる草を刈り取る場所、

草刈り場

入会（いりあい）…村々が草地・原野などを共同で利用すること

誤謬（ごびゆう）…あやまり、間違い

衆庶（しゅうしよ）…諸々の人、人民、庶民

札元・札下（ふだもと・ふだした）…札元は入会地の秣札を発行し、秣税を

上納する村、札下は入会地の秣札を買い取り、秣採取の権利をもつ村

進達（しんたつ）…報告すること、下級役所から上級役所へ通知または書類

を届けること

落着（らくちやく）…裁判で決着がつくこと

承札（うけただし）…聞きただす、聞いて理非を明らかにする、詮議する

【28解説】

榛名山東南麓に広がる中野秣場は、江戸時代から近隣八三か村の入会地であつた。明治八年（一八七五）官有地に編入となつたが、旧慣どおり秣の採取は認められた。翌九年には松之沢村にある飛び地（四七町歩）も官地となつたが、松之沢村がこの地を植林用の部分木地とする許可を得たことから同村の占有地となつた。さらに明治十二年一月には、部分木伐採の許可を得たのを受け、松之沢村はこの周辺に標杭を建て他村民の立入を禁止した。これが契機となつて明治十三年松之沢村と旧札下六十余か村とが対立し、中野秣場騒動の発端となつた。

本文書は、右の部分木地へ旧札下村々の村民が潜入して下草等を刈り込んだ事実が発覚するなど、一連の経過を西明屋村の戸長杉本恒吉が楫取群馬県令に上申したものである。なお、この騒動はその後、中野秣場全体の存廃をめぐる県と旧入会村々との対立へと展開し、その指導者らが逮捕されるなどの大事件に発展することになった。